SOURCENEXT®

第22回
定時株主総会招集ご通知

開催日時：2018年６月26日（火曜日）
午前10時（受付開始予定：午前９時30分）

開催場所：東京都中央区日本橋二丁目７番１号
東京日本橋タワー
ベルサール東京日本橋 ４階



目 次

招集ご通知

第22回定時株主総会招集ご通知 …… 1

議決権行使に関するご案内 …… 2

事業報告

1. 企業集団の現況 …… 3
2. 会社の現況 …… 12

連結計算書類 …… 25

計算書類 …… 28

監査報告 …… 31

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の配当の件 …… 35
第2号議案 定款一部変更の件 …… 36
第3号議案 取締役8名選任の件 …… 37
第4号議案 監査役2名選任の件 …… 42
第5号議案 補欠監査役1名選任の件 …… 44
第6号議案 米国完全子会社の役職員に対するストックオプションとしての新株予約権発行を内容とするインセンティブプラン導入の件 …… 45

ソースネクスト株式会社
証券コード：4344

株主各位

証券コード 4344
2018年6月8日

東京都港区東新橋一丁目5番2号
ソースネクスト株式会社
代表取締役社長 **松田 憲幸**

第22回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社の第22回定時株主総会を下記の通り開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席いただけない場合は、２頁に記載の【議決権行使に関するご案内】をご参照いただき、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2018年６月25日（月曜日）午後５時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬　具

記

1 日　　時	**2018年6月26日（火曜日）午前10時**
2 場　　所	東京都中央区日本橋二丁目７番１号 東京日本橋タワー　ベルサール東京日本橋 ４階
3 目的事項	**報告事項** 1. 第22期（2017年４月１日から2018年３月31日まで） 事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第22期（2017年４月１日から2018年３月31日まで） 計算書類報告の件 **決議事項** 第1号議案　剰余金の配当の件 第2号議案　定款一部変更の件 第3号議案　取締役8名選任の件 第4号議案　監査役2名選任の件 第5号議案　補欠監査役1名選任の件 第6号議案　米国完全子会社の役職員に対するストックオプションとしての新株予約権発行を内容とするインセンティブプラン導入の件
4 議決権行使に関するご案内	２頁に記載の【議決権行使に関するご案内】をご参照ください。
5 インターネット開示に関する事項	本株主総会招集ご通知に際して添付すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.sourcenext.co.jp/）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。

以　上

議決権行使に関するご案内

当日出席される方へ

同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。また、議事資料として本株主総会招集ご通知をご持参ください。
（受付開始予定：午前9時30分）

代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する株主の方1名に委任する場合に限られます。
その際は代理権を証明する書面（委任状）を会場受付にご提出ください。

書面により議決権を行使される方へ

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、ご投函ください。
【2018年6月25日（月）午後5時30分到着分まで有効】

インターネットにより議決権を行使される方へ

議決権行使サイトにアクセスしてご行使ください。（右欄をご参照ください）
【2018年6月25日（月）午後5時30分受付分まで有効】

1. 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによる行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。
2. インターネットにより複数回数、議決権を行使された場合は、最後の行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる開示に関するご案内

当社ウェブサイト http://www.sourcenext.co.jp/

1. 招集通知に添付すべき書類のうち、以下の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本添付書類には記載しておりません。
   ① 連結計算書類の連結注記表
   ② 計算書類の個別注記表
   なお、会計監査人及び監査役が監査した連結計算書類及び計算書類には、当社ウェブサイトに掲載している連結注記表及び個別注記表が含まれております。
2. 株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合には、当社ウェブサイトにおいてお知らせいたします。

インターネットによる議決権行使方法

議決権行使サイト https://www.web54.net

議決権行使サイトにおいて、議決権行使書用紙右片に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

ご注意事項

パソコン、スマートフォンの場合

インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。

携帯電話の場合

iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、暗号化通信（SSL通信）及び携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。

※「iモード」は㈱NTTドコモ、「EZweb」はKDDI㈱、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。

携帯電話又はスマートフォンによる議決権行使は、バーコード読取機能を利用して、「QRコード」を読み取り、議決権行使サイトにアクセスすることも可能です。

- 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- 株主総会招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。
- インターネットに関する費用（プロバイダー接続料金、通信料等）は、株主様のご負担となります。

ご不明な点等がございましたら、以下にお問い合わせください。
三井住友信託銀行株式会社　証券代行ウェブサポート
【専用ダイヤル】　0120-652-031（9:00～21:00）
＜議決権行使に関する事項以外の照会＞
0120-782-031（平日9:00～17:00）

以上

（添付書類）

事業報告（2017年４月１日から2018年３月31日まで）

1 企業集団の現況

（1）当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、底堅い内外需を背景に企業部門を中心に景気回復が続き、2017年、2018年度は１％程度とみられる潜在成長率を上回る成長が続く見通しとなっております。

当社グループを取り巻く環境におきましては、当連結会計年度のパソコン出荷台数は前年同期比97.0％と堅調に推移しました（2018年3月、JEITA調べ）。

また、2017年12月末の携帯電話契約数は1億6,727万件（前年同期比3.7％増）、ＭＶＮＯサービスの契約数（移動系通信の契約数の内数）は、1,764万件（前年同期比18.7％増）と、引き続き好調に推移しております（2018年3月、総務省：電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表より）。

その他、2018年3月の訪日外客数は、前年同月比18.2%増の260万8千人（前年同期比40万人以上増）となり、2020年の東京オリンピックや昨今の世界情勢、旅行先の多様化などを背景に、訪日旅行市場を取り巻く環境は日々好調に推移しております（2018年4月、日本政府観光局：訪日外客数　2018年3月推計値より）。

こうした状況の中、当社グループは、スマートフォン向けアプリ及びパソコンソフトに加え、新たにIoT製品の新規ユーザーの獲得と、マーケットの拡大に取り組んで参りました。

当連結会計年度では、2017年5月にはがき・住所録ソフト「筆まめ」の筆まめ社の子会社化が完了いたしました。同年6月には、ロゼッタストーン・ジャパン社の子会社化も完了いたしました。これにより、はがき作成ソフト「筆まめ」と語学学習ソフト「ロゼッタストーン」が新たに主力製品に加わることとなりました。

既存の主力製品では、セキュリティソフト「ウイルスセキュリティ」のべ登録者数がまもなく1,000万本となる見込みから、記念の拡販企画を実施し、順調に登録数を拡大しました。

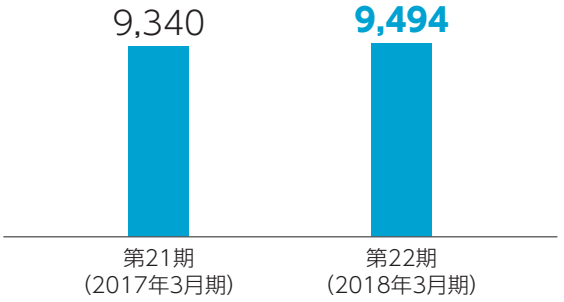
同年12月には、当社初のIoT製品である自動通訳機「POCKETALK（ポケトーク）」を発売しました。発表以降わずか11日間で初回生産分が完売するなど好評を博し、各種メディアでも取り上げられたことで話題になり、500社以上の企業よりお問い合わせをいただいております。2020年の東京オリンピックを控え、高まるインバウンド需要を背景に、空港宅配や国内外のポケットWi-Fiレンタル事業を行なうJAL ABC社や、Wi-Fiレンタル事業を行なうビジョン社や化粧品の資生堂社、地方のインバウンド対策として富士急トラベル社を始めとする大手各社での導入・採用が決定されるなど、非常に関心が高まっております。

この結果、当連結会計年度の売上高は94億94百万円（前期比1.6％増）となりました。

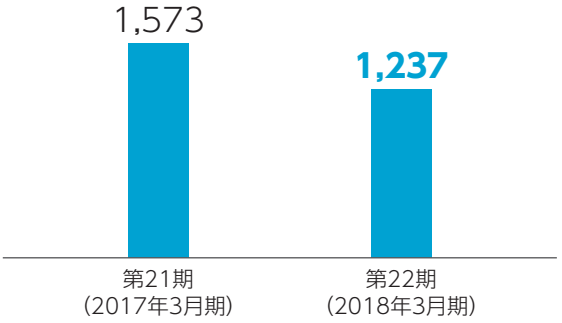
しかしながら、販売費及び一般管理費では、当期より100％子会社となった株式会社筆まめの人件費や、子会社取得にかかるのれんの償却費、「ロゼッタストーン」及び「POCKETALK」の記者発表等による広告宣伝費等が増加したことにより、営業利益は12億37百万円（前期比21.3％減）、経常利益は12億58百万円（前期比21.0％減）となりました。

親会社株主に帰属する当期純利益は、投資有価証券売却益により、12億61百万円（前期比17.8％増）となり、過去最高益となりました。

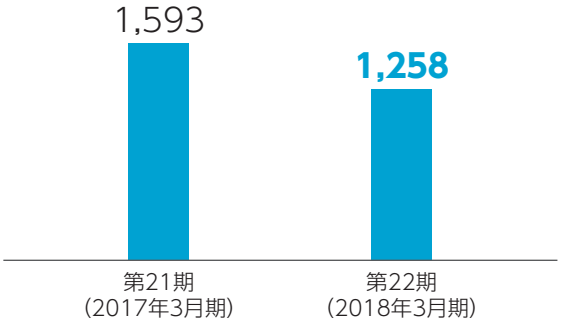
売上高 （単位：百万円）



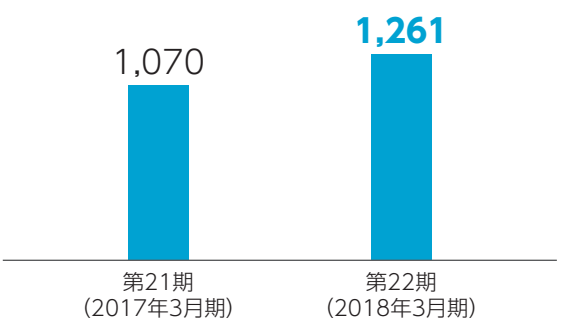
営業利益 （単位：百万円）



経常利益 （単位：百万円）



親会社株主に帰属する当期純利益 （単位：百万円）

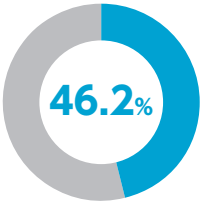


その他のトピックとしては、Great Place to Work® Institute Japanが実施する、2018年「日本における働きがいのある会社」ランキング（「従業員100人～999人」部門）において第10位に選出されました。当社は、2015年版よりエントリーしており、4年連続のベストカンパニー選出となりました。また本年は、同ランキングのベストカンパニー100社から特に女性の働きがいが優れている企業を上位5社ずつ選出する「働きがいのある会社」女性ランキング（「従業員100人～999人」部門）におきましても、第2位に選出されました。

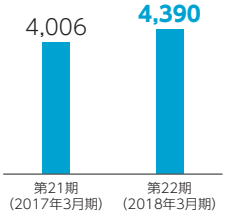
当社は、「超・少数精鋭」という基本方針のもと、個人の影響力や仲間と力を合わせる一体感、世界を変えられる実感を得ることで、一人一人の存在感や、やりがいを大切にしています。

自社オンラインショップ

売上高構成比



売上高 （単位：百万円）



当チャネルでは、当社のウェブサイトに併設されたオンラインショップで、ソフトウェア及びパソコン関連機器を中心としたハードウェア等の販売を行なっております。

新作の「POCKETALK」は、本体の売れ行きも好調でしたが、更に購入後も安心してお使いいただけるようにと端末保証延長サービスやシリコンケースなどの純正オプションを新たに発売し、売上に寄与しました。

主力のハガキ作成ソフト「筆王」「筆まめ」は、大型ブランドを効率的に集中露出できる仕組みを考案し、語学学習ソフト「ロゼッタストーン」、映像制作ソフト「VEGAS」及び画像編集ソフト「PaintShop」と合わせて「5大ブランドフェア」を開催し、好評を博しました。

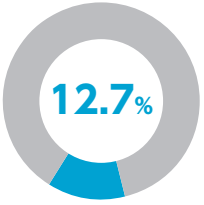
「ロゼッタストーン」では自社開発を推し進め、中・上級版となる新製品「ビジネス編」「プライベート編」を発売し、拡販に努めました。

その他、マイクロソフトの「Office 2007」サポート終了の影響を考慮し、最新のOffice2016の互換ソフトである「Thinkfree office NEO」の展開を強化しました。また、撮影角度により生じる歪みを簡単に補正できるソフト「ピタリ四角」などの人気製品のバージョンアップにも努めました。

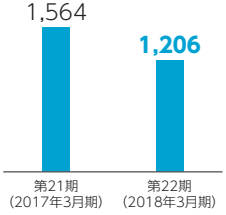
この結果、売上高は、43億90百万円（前期比9.6%増）となりました。

スマートフォン通信事業者（キャリア）

売上高構成比



売上高 （単位：百万円）



当チャネルでは、国内主要３キャリアが提供する定額アプリ使い放題サービスへのコンテンツ提供及び販売に注力して参りました。

「auスマートパス（KDDI）」には、海外の人気アプリを中心に、現在41アプリ（前年同期：35アプリ）を提供中です。新作では特に「auスマートパスプレミアム」に提供している「Wi-Fiセキュリティ」が売上に大きく寄与しました。

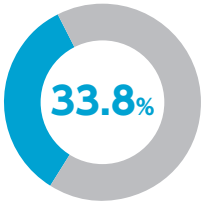
「App Pass（ソフトバンク）」には、現在28アプリ（前年同期：27アプリ）を提供中です。当連結会計年度は新作「SunSurvayor」や「インスタント-ライフログ」を提供していますが、他社からの新作も徐々に増え、サービス全体の提供アプリ数も増加したことなどにより、売上は微減となりました。

「スゴ得コンテンツ（NTTドコモ）」には現在5サイト24アプリ（前年同期：5サイト23アプリ）を提供中です。当連結会計年度は新作「ロゼッタストーン 日常会話」を提供いたしました。

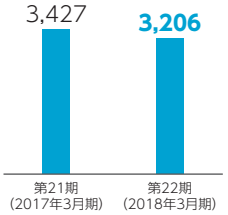
主力アプリでは製品間の連携機能や常駐機能を追加することで利用者を増やすことに努めたものの、各キャリアが提供する定額アプリ使い放題サービスの会員増が緩やかになってきたことで収益分配原資も限定的となり、更に広告配信を一部見直したことなどが影響し、この結果、売上高は12億６百万円(前期比22.8%減)となりました。

家電量販店及び他社ＥＣサイト

売上高構成比



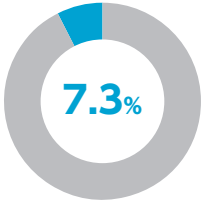
売上高　（単位：百万円）



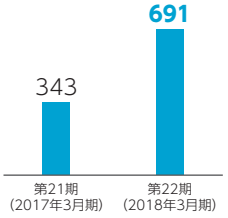
当チャネルでは、主に家電量販店及び他社ECサイトにおいて、個人ユーザー向けのパソコンソフト等の販売を行なっております。
当連結会計年度は「ロゼッタストーン」や「筆王」「筆まめ」など新作の発売に合わせて販促物を一新し、製品展開を強化しました。
主力のセキュリティソフトでは、全国の家電量販店向けに主力製品の「ウイルスセキュリティ」登録数1,000万本となる記念の企画を実施し、拡販に努めました。
12月以降は大型店舗を中心に、「POCKETALK」を展示・実演販売し、来店者への認知度向上とあわせて展開を推し進めました。
この結果、売上高は32億６百万円（前期比6.5％減）となりました。

その他

売上高構成比



売上高　（単位：百万円）



当チャネルでは、主に格安スマホやSIM関連事業者などの企業や教育機関、官公庁などの法人向けに、パソコンソフトやアプリの使い放題サービスやライセンスの販売を行なっております。
当連結会計年度は、大手携帯ショップを中心に、人気のパソコンソフト・Androidアプリが定額料金で使い放題になる「超ホーダイ」「アプリ超ホーダイ」や、次世代留守番電話として留守電が読めるアプリ「スマート留守電」を展開しました。
2017年12月からは、法人向けに「POCKETALK」のレンタル提供を開始しました。外国語を話す訪日客等とのコミュニケーションツールとしての需要も高いことから、デパート、ドラッグストアをはじめ、航空会社や鉄道、大型商業施設などインバウンド需要の高い法人企業への展開を推し進めて参りました。
上記の結果、売上高は６億91百万円（前期比101.5％増）となりました。

② 設備投資等の状況

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は、５億57百万円となりました。そのうち主な内容は、販売用ソフトウェア・プログラムの機能改良及び購入等に３億54百万円、社内使用ソフトウェアに１億87百万円となっております。

③ 資金調達の状況

当社は、財務の健全性を確保し、より安定した財務構造を確立することを目的として資金調達を行なっております。

当連結会計年度において、主にIP（知的財産権）、設備投資、製品開発投資及び運転資金に係る借入金の借換を目的として、21億10百万円の銀行借入を行ないました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

		第19期 (2015年3月期)	第20期 (2016年3月期)	第21期 (2017年3月期)	第22期 (当連結会計年度) (2018年3月期)
売上高	(千円)	6,088,755	7,025,334	9,340,988	9,494,658
経常利益	(千円)	1,312,133	1,463,657	1,593,034	1,258,729
親会社株主に帰属する当期純利益	(千円)	1,214,426	990,867	1,070,828	1,261,194
1株当たり当期純利益	(円)	19.14	15.61	17.15	20.37
総資産	(千円)	5,044,766	6,047,929	9,873,006	10,250,413
純資産	(千円)	4,022,659	4,905,978	5,409,474	6,504,101
1株当たり純資産	(円)	63.38	76.65	86.41	103.84

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。また1株当たり純資産は、期末発行済株式総数に基づき算出しております。
2. 当社は、2018年２月１日付で普通株式１株につき２株の割合で株式分割を行なっております。これに伴い、第19期の期首に当該株式分割が行なわれたと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率 (%)	主要な事業内容
SOURCENEXT Inc.	100千ドル	100.0	海外のソフトウェアや技術の発掘・契約交渉及び米国における当社製品の販売
株式会社筆まめ	100,000千円	100.0	はがき・住所録ソフト「筆まめ」をはじめとしたソフトウェア製品の企画・開発・販売
ロゼッタストーン・ジャパン株式会社	135,300千円	100.0	語学学習ソフト「Rosetta Stone(ロゼッタストーン)」の販売

(4) 対処すべき課題

当社の属するコンシューマ向けソフトウェア業界におきましては、スマートフォン・タブレット市場の急速な拡大に加え、パソコンの低価格・高性能化、デジタル家電の普及、個人情報などセキュリティ意識の高まりなどの要因により、今後より一層の事業拡大が予想されます。これに伴い、更なる競争の激化が進む可能性もあります。また通訳機「POCKETALK」に関しては当社製品以外にも国内大手企業、及び世界でも次々と新製品が発表されており、今後自動翻訳技術を利用した翻訳機は大きな市場を生み出していくものと予測しております。このような環境のもと、当社は新たな市場を創造するため、以下の課題に対処して参ります。

① 新製品の企画・開発

スマートフォン・タブレット及びパソコンソフト等のデバイスに対応したソフトウェアの企画・開発を推進して参ります。ソフトウェアタイトルの拡大におきましては、品質・コスト・開発期間のバランスに留意し、自社製品の開発や国内外の複数の開発会社からの知的財産権の取得など、様々な手法を用いて、有力ジャンルの製品開発を進めて参ります。IoT製品の新製品開発については、製品がインターネットに繋がることで、これまでに存在しなかった新たな市場の創出が見込まれることから、自動通訳機の次世代機はもちろん、通訳機以外の分野についても当社の20年以上のソフトウェア開発経験をハードウェア製品と融合させていくことで、IoT事業を強化して参ります。

② 販売チャネルの拡大

当社は、国内においては主要家電量販店、通信キャリア等と協業しての販売を推進することにより、更なる販売チャネルの維持・拡大を推進して参ります。また、製品を多言語化することなどにより、国外への展開を推し進めて参ります。

③ ユーザー層の拡大

当社の売上の多くは自社オンラインショップ販売と家電量販店等の店頭パッケージ販売によるものであります。同チャネルにつきましては、長期的なブランド形成という観点からも、引き続き非常に重要と考えております。同時に、法人向け販売、携帯キャリア、携帯キャリア以外の通信キャリア（ＩＳＰ等）など他社と協業することで新しいチャネルを構築していくことも必要であると認識しております。販路の拡大によるユーザー層の拡大のみならず、M&A等によるユーザー層の拡大もにらみ、こうした提携を積極的に進めていく所存であります。

④ 収益力の向上

売上の拡大と同時に継続的かつ効果的なコスト管理を実施することが必要であると認識いたしております。当社は、引き続き全社的な予算実績管理を徹底し、原価削減及び効果的な販売費及び一般管理費の支出を行ない、一層の収益力の向上を図っていく所存であります。

(5) 主要な事業内容 (2018年３月31日現在)

当社グループの事業は、ソフトウェアの企画・開発・販売及びその他のサービス事業から構成されております。

開発方法につきましては、自社で企画した製品について、自社で開発するケースと国内外の開発会社に外注形式で開発委託をするケース、他社が著作権をもつ製品のライセンスを受けて製品化するケースに大別されます。国内外の開発会社に外注形式で開発委託をする場合は、製品のすべて又は一部に対して当社が著作権を保持するのが通常であります。

当社グループは上記の単一セグメントであり、セグメントごとの記載をしておりません。当社グループが提供する主な品目別の主要ブランドの概況は下記の通りです。

Androidアプリ	2011年より「Android厳選アプリ」シリーズとしてAndroidスマートフォン向けアプリケーションの販売を開始いたしました。自社オンラインショップで販売する他、KDDI株式会社の「auスマートパス」をはじめ、株式会社NTTドコモの「ドコモスゴ得コンテンツ」、ソフトバンク株式会社の「App Pass」に以下をはじめとするアプリを提供しており、いずれもご好評いただいております。	
	驚速メモリ	使い続けて重くなったスマホの動作を自動解決するアプリです。不要なアプリを簡単に削除し、空き容量を増やします。
	超電池	バックライトやWi-Fi接続など、気づきにくい電池のムダな消費を抑えたり、事前に電池切れを通知したりするバッテリー総合管理アプリです。
	超便利ツールズ	ライト、鏡、定規など20種類以上の便利なツールが満載のアプリです。仕事からプライベートまで幅広く利用できます。
セキュリティ	ZEROウイルスセキュリティ	2003年より自社ブランドのセキュリティ対策ソフトとして展開しております。2006年には、年間更新料0円の「ウイルスセキュリティZERO」を発売しました。シリーズ全体ののべ登録数は、1000万人を突破しました。
	ZEROスーパーセキュリティ	2011年12月に発売した、世界最高レベルの性能を持つセキュリティソフトです。国際的な性能評価テスト「AVTEST」で「Product of the Year 2017」を受賞したBitdefender社の「Bitdefender Internet Security」と同じエンジンを搭載しています。
ハガキ	筆王 筆まめ 宛名職人	３製品の住所録＆はがき作成ソフトはいずれも、初めての方でもやさしく使えることが特徴です。業界トップシェアの「筆まめ」、コストパフォーマンスに優れる「筆王」に加え、Mac用の「宛名職人」と幅広く取りそろえております
PDF	「いきなりPDF」シリーズ	PDFの作成・変換・編集が簡単、スピーディーに行なえる定番ソフトとして、販売本数15年連続第1位を獲得するロングセラー製品です。企業など法人での導入実績は、4,200社以上で、文書管理の効率アップやコスト削減に貢献しております。
語学学習	ロゼッタストーン	英語・中国語など24言語をカバーし、世界500万人に使われている世界的な語学ソフトです。2018年には、「ロゼッタストーン」で身につけた基礎力を伸ばすために厳選した多彩なプログラムをオンラインで提供する、語学学習プラットフォーム「ロゼッタストーン・ライブラリー」のサービスを開始しました。スマートフォンやタブレットでもお使いいただけます。

(6) 主要な事業所 (2018年３月31日現在)

① 当社

本社	東京都港区

② 主要な子会社

SOURCENEXT Inc.	米国カリフォルニア州
株式会社筆まめ	東京都港区
ロゼッタストーン・ジャパン株式会社	東京都港区

(7) 従業員の状況 (2018年３月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
133名（６名）	29名増（1名増）

(注) 1. 臨時従業員数は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 当社グループは単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしておりません。

② 当社の従業員の状況

区分	従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男性	61名	1名増	37.7歳	8.3年
女性	40名	1名減	35.4歳	6.6年
合計又は平均	101名	0名	36.8歳	7.6年

(注) 1. 上記従業員数は就業人員であり、臨時従業員６名（期中平均）は含まれておりません。
2. 平均年齢及び平均勤続年数は小数第２位以下を切り捨てて表示しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2018年３月31日現在)

借　入　先	借　入　額 (千円)
株式会社　三井住友銀行	959,000
株式会社　三菱東京ＵＦＪ銀行	450,000
株式会社　みずほ銀行	450,000

(注) 株式会社三菱東京UFJ銀行は、2018年４月１日付で株式会社三菱UFJ銀行に商号変更しております。

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (2018年３月31日現在)

① 発行可能株式総数　180,560,000株
② 発行済株式の総数　63,481,000株
③ 株主数　13,396名
④ 大株主

株主名	持株数（株）	持株比率（%）
松田憲幸	17,151,600	27.69
㈱ヨドバシカメラ	7,219,200	11.65
日本トラスティ・サービス信託銀行㈱（信託口）	3,090,500	4.99
松田里美	1,848,000	2.98
日本マスタートラスト信託銀行㈱（信託口）	1,614,200	2.60
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN (CASHPB)	1,400,538	2.26
㈱新進商会	1,128,800	1.82
CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENTS ACCOUNT ESCROW	825,478	1.33
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	699,472	1.12
資産管理サービス信託銀行㈱（証券投資信託口）	663,700	1.07

（注）1. 上記の他、自己株式が1,544,012株あります。
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有する職務執行の対価として交付した新株予約権等に関する事項

名称		第６回新株予約権	第７回新株予約権
発行決議日		2015年６月25日	2016年６月27日
新株予約権の数		106個	218個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式　21,200株	普通株式　43,600株
新株予約権の払込金額		(注) 1	(注) 1
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり78,600円 (１株当たり　393円)	新株予約権１個当たり58,600円 (１株当たり　293円)
新株予約権の権利行使期間		2017年６月26日から 2025年６月25日まで	2018年６月28日から 2026年６月27日まで
新株予約権の主な行使条件		(注) 2	(注) 2
役員の保有状況	取締役（社外取締役を除く）	2名	2名

名称		第８回新株予約権
発行決議日		2017年８月30日
新株予約権の数		193個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式　38,600株
新株予約権の払込金額		(注) 1
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり55,400円 (１株当たり　277円)
新株予約権の権利行使期間		2019年８月31日から 2027年８月30日まで
新株予約権の主な行使条件		(注) 2
役員の保有状況	取締役（社外取締役を除く）	2名

(注) 1. 新株予約権と引換えに払い込みは要しない。

2. 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
その他の条件は、当社と新株予約権の割り当てを受けたものとの間で締結した「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。

3. 2018年２月１日付で行なった１株を２株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

② 当事業年度中に従業員等に職務執行の対価として交付した新株予約権等の状況

名称		第８回新株予約権
発行決議日		2017年８月30日
新株予約権の数		1,371個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式　274,200株
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり　55,400円 （１株当たり　277円）
新株予約権の権利行使期間		2019年８月31日から 2027年８月30日まで
新株予約権の主な行使条件		新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。 その他の条件は、当社と新株予約権の割り当てを受けたものとの間で締結した「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。
使用人等への交付状況	当社使用人	89名
	子会社の役員及び使用人	－

（注）2018年２月１日付で行なった１株を２株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

③ その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の氏名等（2018年３月31日現在）

会社における地位及び担当	氏名	重要な兼職の状況
代表取締役社長	松　田　憲　幸	SOURCENEXT Inc. President & CEO ロゼッタストーン・ジャパン株式会社 代表取締役社長
代表取締役副社長	松　田　里　美	SOURCENEXT Inc. Secretary
取締役（企画・営業担当）	小　嶋　智　彰	株式会社筆まめ 取締役
取締役（管理担当）	青　山　文　彦	株式会社筆まめ 取締役
取締役	生　田　正　治	名古屋四日市国際港湾株式会社 代表取締役社長
取締役	久保利　英　明	日比谷パーク法律事務所 代表 株式会社日本取引所グループ 社外取締役 農林中央金庫 経営管理委員 桐蔭法科大学院 教授
取締役	安　藤　国　威	公益財団法人日本国際交流センター 理事 一般社団法人Japan Innovation Network 理事
常勤監査役	高　野　正三郎	株式会社筆まめ 監査役
常勤監査役	廣　瀬　正　明	
監査役	小　林　哲　也	小林総合法律事務所 代表 医療法人報徳会宇都宮病院 監事 持田製薬株式会社 社外監査役
監査役	髙　野　角　司	税理士法人髙野総合会計事務所 総括代表社員 学校法人幾徳学園神奈川工科大学 評議員 東京医師歯科医師協同組合 監事 KDDI株式会社 社外監査役

(注) 1. 取締役生田正治氏、久保利英明氏及び安藤国威氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役高野正三郎氏及び廣瀬正明氏は、長年にわたる経理業務の経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 監査役小林哲也氏及び髙野角司氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。
4. 生田正治氏、安藤国威氏、小林哲也氏及び髙野角司氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員と指定し、同取引所に届け出ています。

② 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区分	員数	報酬等の総額
取締役	7名 （うち社外取締役 3名）	67,393千円 （うち社外取締役　26,480千円）
監査役	4名 （うち社外監査役 2名）	28,400千円 （うち社外監査役 11,040千円）
合計	11名	95,793千円

（注）1. 株主総会の決議による取締役の報酬限度額は、2002年１月９日付臨時株主総会において年額400,000千円と決議いただいております（報酬限度額に使用人兼務取締役の使用人給与相当額は含まない）。
また、2015年６月25日開催の第19回定時株主総会において、ストック・オプション報酬額として年額100,000千円以内と決議いただいております。

2. 株主総会の決議による監査役の報酬限度額は、2002年１月９日付臨時株主総会において年額100,000千円と決議いただいております。

3. 上記の支給のほか、次の通りの支給があります。
使用人兼務取締役に対する使用人給与相当額（賞与を含む）　29,400千円

4. 上記の報酬等の額には、ストック・オプションによる報酬額4,931千円（取締役２名）が含まれております。

③ 社外役員に関する事項

イ．当社と重要な兼職先との関係

区分	氏名	重要な兼職先	当該兼職先との関係
取締役	生田正治	名古屋四日市国際港湾株式会社	特別な関係はありません。
	久保利英明	日比谷パーク法律事務所	同氏以外の弁護士と法律顧問業務等の委託取引があり、弁護士報酬は、他の法律事務所の弁護士と同様の条件で決定しております。
		株式会社日本取引所グループ	特別な関係はありません。
		農林中央金庫	特別な関係はありません。
		桐蔭法科大学院	特別な関係はありません。
	安藤国威	公益財団法人日本国際交流センター	特別な関係はありません。
		一般社団法人Japan Innovation Network	特別な関係はありません。
監査役	小林哲也	小林総合法律事務所	特別な関係はありません。
		医療法人報徳会宇都宮病院	特別な関係はありません。
		持田製薬株式会社	特別な関係はありません。
	髙野角司	税理士法人髙野総合会計事務所	特別な関係はありません。
		学校法人幾徳学園神奈川工科大学	特別な関係はありません。
		東京医師歯科医師協同組合	特別な関係はありません。
		KDDI株式会社	当社製品の販売等の取引があり、当社製品の販売については、一般の取引条件と同様に決定しております。

（注）社外役員の重要な兼職の状況は、前記２（３）①「取締役及び監査役の氏名等」欄に記載の通りであります。

ロ．当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	取締役会出席回数	監査役会出席回数
社外取締役	生田正治	12回中11回	―
	久保利英明	12回中12回	―
	安藤国威	10回中10回	―
社外監査役	小林哲也	12回中12回	12回中12回
	髙野角司	12回中12回	12回中12回

（注）取締役会及び監査役会における発言状況

・取締役生田正治氏は、経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、取締役会の意思決定の妥当性・適法性を確保するための助言・提言を行なっております。

・取締役久保利英明氏は、弁護士としての見地から意見を述べ、取締役会の意思決定の妥当性・適法性を確保するための助言・提言を行なっております。

・取締役安藤国威氏は、経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、取締役会の意思決定の妥当性・適法性を確保するための助言・提言を行なっております。

・監査役小林哲也氏は、弁護士としての見地から意見を述べ、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性・適法性を確保するための助言・提言を行なっております。

・監査役髙野角司氏は、公認会計士としての見地から意見を述べ、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性・適法性を確保するための助言・提言を行なっております。

ハ．責任限定契約の内容の概要

当社定款及び会社法第427条第１項の規定により、各社外取締役及び各監査役は、当社と会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額となります。ただし、その責任限定が認められるのは、その責任の原因となった職務を行なうにつき善意でかつ重大な過失がない場合に限ります。

(4) 会計監査人の状況

① 名称　　有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	報酬等の額（千円）
公認会計士法（昭和23年法律第103号）第２条第１項の業務に係る報酬等の額（注）	23,000
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	23,000

（注）1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当連結会計年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行なったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると判断される場合、監査役全員の同意により、当該事実に基づき会計監査人を解任する方針です。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

また、監査役会は、上記の場合のほか、会計監査人の独立性、監査品質、品質管理、総合的能力その他職務の執行に関する状況等を総合的に勘案し、その必要があると判断した場合は、会計監査人の不再任の議案の内容の決定を行なう方針です。

なお、監査役会は、上記方針に基づき、会計監査人の解任又は不再任の検討を毎年実施いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社は、会計監査人との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約の締結はいたしておりません。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下の通りであります。

① 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役は、職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、各分掌に従い、担当する部門の内部統制を整備し、必要な諸規定の制定及び周知徹底を図るとともに、「取締役会規程」を遵守します。

監査役は、法令が定める権限を行使し、「監査役会規程」に則って、取締役の職務執行の適正性を監査します。

人事担当部門が新入社員入社時に行なう研修の他、法務担当部門及びセキュリティ委員会主管により行なわれるeラーニング（webを利用したテスト）で、当社グループの全取締役、全使用人に対してコンプライアンス、当会社グループの規程等について教育を行なっております。また、内部監査担当部門がコンプライアンスの状況を監査いたします。これらの活動は定期的に全管理職（監査役は含まない）が出席するマネージメント会議で報告しております。

その他、法令上疑義のある行為等については使用人が匿名で、かつ当会社とは関係のない第三者を通して会社に情報提供を行なうことができる「企業倫理ホットライン」の設置・運営を行なっております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

情報管理基本規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し、保存いたします。取締役及び監査役は所定の手続を経た後、これらの文書又は電磁的媒体等を閲覧することができます。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社及び子会社の連携により、当社グループのリスク管理を行ないます。

当社グループの企業活動に関連する様々なリスクに対処するために、コンプライアンス、製品品質、情報セキュリティに係るリスクについては、それぞれの担当部署にてそれらの管理等に関する規則・ガイドラインの制定、研修の実施を行ないます。また、部署横断的な組織であるセキュリティ委員会が、主に情報セキュリティについて全社的リスク状況を監視し、各部署と連携して対応を行ないます。

当会社が特にリスクとして認識すべき、当会社製品ユーザに係る個人情報の流出・漏えいについては、個人情報保護マネジメントプログラムの体制を構築することで、確実な防止を図るものとします。

また、当社製品の案内、サポート、並びに直接当社及び第三者の製品の販売等を行なうために当社が運営するwebサイトに係るシステムについては、ISO27001所定の体制を構築します（2007年4月11日ISO27001 認証取得済み）。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

取締役の効率的な職務執行を確保するため、各取締役の職務権限と担当業務を明確化し、また全取締役及び監査役が出席する定例の取締役会を毎月1回以上開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行なう他、取締役と各グループ責任者が出席する会議、取締役及び管理職以上の使用人が出席する会議等を定期的に行なうことで、目標や課題を共有し、時間をかけた議論を行ない、円滑に意思決定を行ないます。

⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社取締役会は、子会社から定期的に業績及び業務の執行状況の報告を受け又は報告を求めてモニタリングを行ない、リスクの度合いに応じて指導・監督を行ないます。

子会社の重要案件については、当社と子会社との間で事前協議を行なうとともに、子会社の財産並びに損益に重大な影響を及ぼすと判断する重要案件については、当社取締役会の承認を受けるものとします。

またコンプライアンスの確保等、グループ一体となった内部統制の維持・向上を図る他、当社の内部監査委員会による監査を子会社に対して定期的に実施いたします。

⑥ 財務報告の適正性を確保するための体制

当社グループは、経理関連規程を策定し、法令及び会計基準に従って適切な会計処理を行なう他、法令及び証券取引所の規則を遵守し、適正かつ適時に財務報告を行ないます。また、内部監査担当部門は、当社グループの全社的な内部統制の状況や業務プロセス等の把握・記録を通じて、評価及び改善結果の報告を行ないます。財務報告に係る内部統制が適正に機能することを継続的に評価し、適宜改善を行ないます。

⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役は、内部監査委員会委員長に対して、自らの職務の補助として監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、内部監査委員会委員長はそうした監査役の命令に関して、取締役の指揮命令を受けません。

監査役からその職務の執行に当たり、職務を補助すべき使用人に対して指示があった場合、その指示の実効性を確保するため、当該使用人は、当該指示については監査役の指揮命令権に従うとともに、指示の有無・内容等について監査役に対して守秘義務を負うものとします。

⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及びその報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループの取締役及び使用人は、法定の事項に加え、当会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項、内部監査の実施状況等について当社の常勤監査役に報告します。当社は、常勤監査役に報告を行なった当社グループの取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行なうことを禁止し、その旨を取締役及び使用人に周知徹底します。

また、監査役は、当社の会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、必要な情報の交換を行なうなど監査を適正に行なうための連携を図ります。

⑨ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に関する方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について、必要な費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、所定の手続により速やかに当該費用又は債務を処理します。

⑩ その他監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

監査役会又は監査役が取締役会において要請・要望する事項がある場合は、それらについて取締役会で申し述べることができ、翌月以降の取締役会において、取締役は当該要請・要望に対する回答又は現状の報告を行ないます。

⑪ 反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力とは、資金提供を含む一切の関係を遮断いたします。またこれらの反社会的勢力の不当要求に対しては、警察等の外部専門機関と緊密に連携し、組織全体として毅然とした姿勢で、民事・刑事の両面からの法的対応を含めた対応をいたします。またこれら反社会的勢力から不当要求に対応する従業員の安全も確保いたします。

当事業年度の、上記業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

①取締役会を12回開催し法令等に定められた事項や経営方針・予算の策定等、経営に関する重要事項を決定するとともに、社外取締役を含め、取締役間の意思疎通を図り相互に業務執行を監督いたしました。

②監査役会を12回開催し、監査方針や監査報告を協議決定するとともに、取締役の職務執行、法令・定款等の遵守状況について監査いたしました。

③財務報告の信頼性確保のため、内部統制の評価を実施いたしました。

④内部監査室のもとで、内部監査委員会が全部門の業務監査を実施し、コンプライアンス、規程の遵守、業務の効率化・有効性の監査を実施いたしました。

⑤取締役、執行役員から構成される戦略会議を４回開催し、目標経営指標の共有や経営課題の把握と対応方針について討議いたしました。

⑥個人及び組織のコンプライアンスに対する意識の向上を図るため、正社員、アルバイト等の勤務体系を問わず、従業員全員に対してコンプライアンス研修の受講を義務づけ、実施するとともに、内部通報システムの周知を図りました。

(6) 会社の支配に関する基本方針

特に定めておりません。

(7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、将来にわたり業績の向上を図ることが企業価値を高め、株主の皆様のご期待に応えることにつながると考えており、業績、配当性向及び中長期の企業成長に必要な投資額などを総合的に考慮して、利益配分を行なっていくことを基本方針としております。

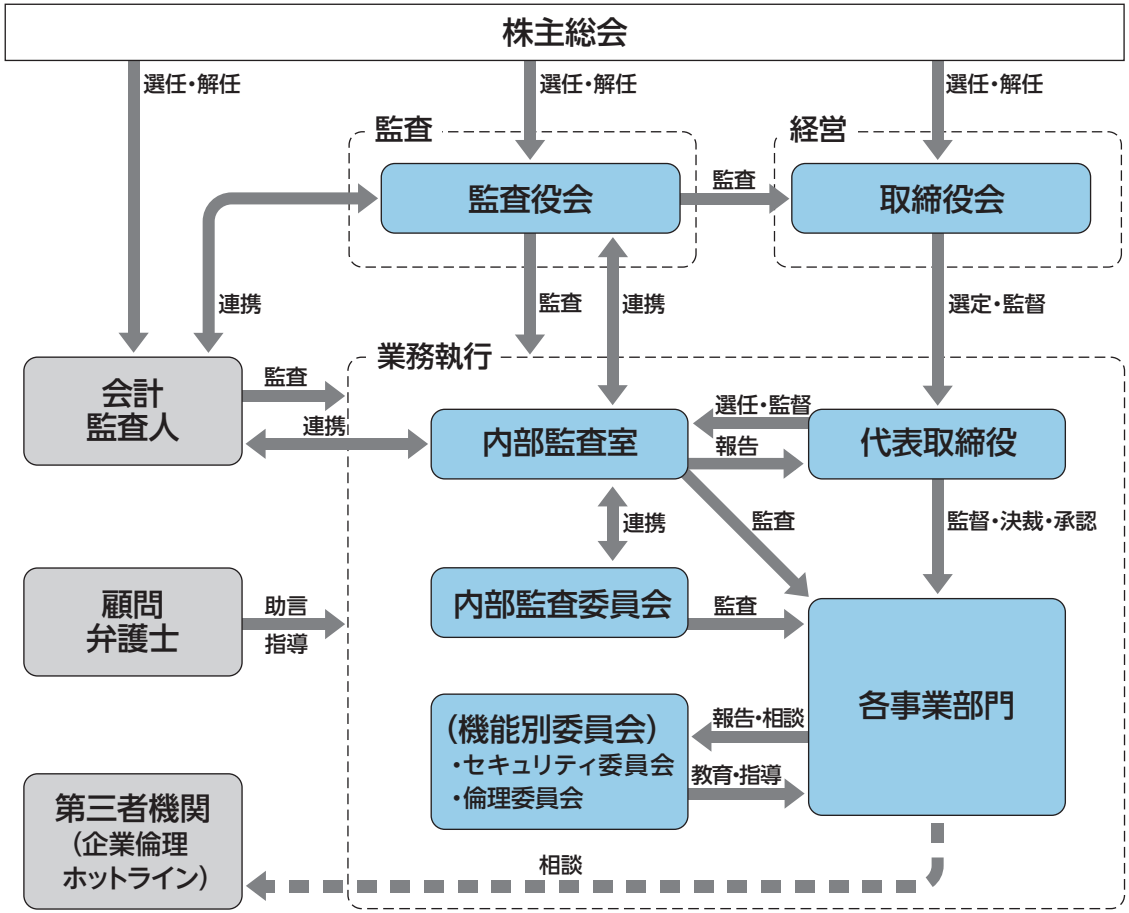
この方針のもと、当期の配当金は配当性向を15％(前期配当性向：15％)とし、１株当たり３円05銭とさせていただく予定です。

なお、当社は2018年２月１日付けで１株につき２株の割合で株式分割を行っております。2017年3月期については当該株式分割前の実際の配当金の額である６円19銭（記念配当1円を含む）を記載しておりますが、当該株式分割後の基準に換算すると年間配当金は1株当たり３円10銭（記念配当50銭を含む）となります。

次期配当につきましても、経営状況を勘案した上で、普通配当の予想配当性向を15％とし、１株当たり４円40銭を予定しております。

今後も、経営状況を勘案しながら安定的に配当する方針を堅持する所存であります。

(8) コーポレート・ガバナンス体制



連結計算書類

連結貸借対照表 （2018年3月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額
資産の部	
流動資産	**6,303,025**
現金及び預金	1,906,252
売掛金	2,031,188
商品及び製品	300,849
原材料及び貯蔵品	42,122
前渡金	1,031,642
未収入金	679,510
繰延税金資産	183,548
その他	127,909
固定資産	**3,947,388**
有形固定資産	**247,597**
建物	129,826
車両運搬具	1,573
工具器具備品	116,197
無形固定資産	**3,224,340**
ソフトウェア	1,061,937
のれん	599,651
契約関連無形資産	1,466,107
その他	96,644
投資その他の資産	**475,451**
投資有価証券	179,826
繰延税金資産	83,254
その他	214,170
貸倒引当金	△1,800
資産合計	**10,250,413**

科目	金額
負債の部	
流動負債	**2,249,705**
買掛金	396,830
1年内返済予定の長期借入金	422,000
未払金	541,977
未払法人税等	305,597
賞与引当金	30,962
返品調整引当金	200,704
アフターサービス引当金	20,393
その他	331,239
固定負債	**1,496,606**
長期借入金	1,437,000
その他	59,606
負債合計	**3,746,311**
純資産の部	
株主資本	**6,426,311**
資本金	**1,776,817**
資本剰余金	**1,616,817**
利益剰余金	**3,471,031**
自己株式	**△438,355**
その他の包括利益累計額	**5,186**
その他有価証券評価差額金	**4,345**
為替換算調整勘定	**841**
新株予約権	**72,603**
純資産合計	**6,504,101**
負債及び純資産合計	**10,250,413**

連結損益計算書 （2017年4月1日から2018年3月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額
売上高	**9,494,658**
売上原価	**3,214,408**
売上総利益	**6,280,249**
返品調整引当金繰入額	200,704
返品調整引当金戻入額	271,951
差引売上総利益	6,351,496
販売費及び一般管理費	**5,113,554**
営業利益	**1,237,942**
営業外収益	**29,372**
受取利息	266
受取配当金	160
為替差益	18,516
開発費負担金受入額	5,833
投資有価証券償還益	2,745
その他	1,850
営業外費用	**8,585**
支払利息	7,908
その他	676
経常利益	**1,258,729**
特別利益	**571,278**
投資有価証券売却益	570,292
新株予約権戻入益	985
特別損失	**12,062**
前渡金評価損	12,062
税金等調整前当期純利益	**1,817,945**
法人税、住民税及び事業税	547,044
法人税等調整額	9,705
当期純利益	**1,261,194**
親会社株主に帰属する当期純利益	**1,261,194**

連結株主資本等変動計算書 （2017年4月1日から2018年3月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,771,226	1,611,226	2,401,478	△438,355	5,345,576
当期変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）	5,591	5,591			11,182
剰余金の配当			△191,642		△191,642
親会社株主に帰属する当期純利益			1,261,194		1,261,194
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					－
当期変動額合計	5,591	5,591	1,069,552	－	1,080,734
当期末残高	1,776,817	1,616,817	3,471,031	△438,355	6,426,311

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	1,373	3,364	4,737	59,159	5,409,474
当期変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）			－		11,182
剰余金の配当			－		△191,642
親会社株主に帰属する当期純利益			－		1,261,194
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	2,971	△2,522	448	13,443	13,892
当期変動額合計	2,971	△2,522	448	13,443	1,094,627
当期末残高	4,345	841	5,186	72,603	6,504,101

計算書類

貸借対照表 （2018年3月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額
資産の部	
流動資産	**5,977,344**
現金及び預金	1,244,747
売掛金	2,029,315
商品及び製品	308,919
原材料及び貯蔵品	42,122
前渡金	1,410,526
前払費用	78,717
未収入金	679,452
繰延税金資産	163,546
その他	19,997
固定資産	**4,415,155**
有形固定資産	**238,569**
建物	124,282
工具器具備品	114,287
無形固定資産	**2,629,824**
ソフトウェア	1,041,788
のれん	26,676
契約関連無形資産	1,466,107
その他	95,251
投資その他の資産	**1,546,760**
投資有価証券	179,826
関係会社株式	1,117,091
繰延税金資産	60,616
その他	191,026
貸倒引当金	△1,800
資産合計	**10,392,500**

科目	金額
負債の部	
流動負債	**2,420,495**
買掛金	393,192
1年内返済予定の長期借入金	422,000
未払金	550,192
未払費用	71,604
未払法人税等	285,279
前受金	37,007
預り金	271,035
前受収益	125,325
賞与引当金	14,017
返品調整引当金	192,275
アフターサービス引当金	20,393
その他	38,173
固定負債	**1,510,554**
長期借入金	1,437,000
その他	73,554
負債合計	**3,931,050**
純資産の部	
株主資本	**6,384,501**
資本金	**1,776,817**
資本剰余金	**1,616,817**
資本準備金	1,616,817
利益剰余金	**3,429,220**
利益準備金	18,200
その他利益剰余金	3,411,020
繰越利益剰余金	3,411,020
自己株式	**△438,355**
評価・換算差額等	**4,345**
その他有価証券評価差額金	4,345
新株予約権	**72,603**
純資産合計	**6,461,449**
負債及び純資産合計	**10,392,500**

損益計算書 （2017年4月1日から2018年3月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額
売上高	**9,359,167**
売上原価	**3,395,713**
売上総利益	**5,963,454**
返品調整引当金繰入額	192,275
返品調整引当金戻入額	271,951
差引売上総利益	6,043,130
販売費及び一般管理費	**4,890,994**
営業利益	**1,152,136**
営業外収益	**25,918**
受取利息	260
受取配当金	160
為替差益	16,018
開発費負担金受入額	5,833
投資有価証券償還益	2,745
その他	900
営業外費用	**5,648**
支払利息	5,639
その他	8
経常利益	**1,172,406**
特別利益	**571,278**
投資有価証券売却益	570,292
新株予約権戻入益	985
特別損失	**33,051**
前渡金評価損	12,062
抱合せ株式消滅差損	20,989
税引前当期純利益	**1,710,633**
法人税、住民税及び事業税	509,881
法人税等調整額	1,064
当期純利益	**1,199,687**

株主資本等変動計算書

（2017年4月1日から2018年3月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	1,771,226	1,611,226	1,611,226	18,200	2,402,975	2,421,175
当期変動額						
新株の発行（新株予約権の行使）	5,591	5,591	5,591			－
剰余金の配当			－		△191,642	△191,642
当期純利益			－		1,199,687	1,199,687
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			－			－
当期変動額合計	5,591	5,591	5,591	－	1,008,045	1,008,045
当期末残高	1,776,817	1,616,817	1,616,817	18,200	3,411,020	3,429,220

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△438,355	5,365,273	1,373	1,373	59,159	5,425,807
当期変動額						
新株の発行（新株予約権の行使）		11,182		－		11,182
剰余金の配当		△191,642		－		△191,642
当期純利益		1,199,687		－		1,199,687
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）		－	2,971	2,971	13,443	16,415
当期変動額合計	－	1,019,227	2,971	2,971	13,443	1,035,642
当期末残高	△438,355	6,384,501	4,345	4,345	72,603	6,461,449

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2018年5月23日

ソースネクスト株式会社
　取締役会　御中

有限責任監査法人 トーマツ
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　木村尚子 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　倉本和芳 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ソースネクスト株式会社の2017年4月1日から2018年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ソースネクスト株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、2018年5月15日開催の取締役会において、第三者割当による行使価額修正条項付第9回及び第10回新株予約権の発行を決議し、2018年5月23日付の取締役会において発行条件等を決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2018年5月23日

ソースネクスト株式会社
　取締役会　御中

有限責任監査法人 トーマツ
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　木村尚子 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　倉本和芳 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ソースネクスト株式会社の2017年4月1日から2018年3月31日までの第22期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、2018年5月15日開催の取締役会において、第三者割当による行使価額修正条項付第9回及び第10回新株予約権の発行を決議し、2018年5月23日付の取締役会において発行条件等を決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2017年4月1日から2018年3月31日までの第22期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1)　監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2)　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査委員その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①　取締役会その他の会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、決裁書類等を閲覧し、本社及び倉庫において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、使用人等からその構築及び運用の状況について説明を求め、意見を表明いたしました。

③　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人 トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人 トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2018年5月24日

ソースネクスト株式会社　監査役会

常勤監査役 **高　野　正三郎** ㊞
常勤監査役 **廣　瀬　正　明** ㊞
社外監査役 **小　林　哲　也** ㊞
社外監査役 **髙　野　角　司** ㊞

以　上

株主総会参考書類

第1号議案　剰余金の配当の件

剰余金の処分につきましては、以下の通りといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、将来にわたり業績の向上を図ることが企業価値を高め、株主の皆様のご期待に応えることにつながると考えており、業績、配当性向及び中長期の企業成長に必要な投資額などを総合的に考慮して、利益配分を行なっていくことを基本方針としております。このような基本方針に基づき、当期業績の傾向及び今後の事業展開等を勘案し、以下の通りといたしたいと存じます。

配当財産の種類	金銭
配当財産の割当てに関する事項及びその総額	当社普通株式1株につき金 **3円05銭** 配当総額 **188,907,813円**
剰余金の配当が効力を生じる日	2018年6月27日

第2号議案　定款一部変更の件

1. 提案の理由

事業内容の拡大と多角化を図るため、定款第２条（目的）に新たな事業目的を追加するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次の通りであります。

（下線部分は変更箇所）

現行定款	変更案
（目的） 第 2 条　（条文省略） 1．（条文省略） 2．コンピュータ機器および周辺装置の設計、開発、製造、販売、輸出入、設置ならびに保守管理 3．～10．（条文省略） 11．企業及びベンチャービジネスへの投資及びその育成並びにそれらの仲介 （新設） （新設） 12．（条文省略）	（目的） 第 2 条　（現行通り） 1．（現行通り） 2．コンピュータ機器およびこれに関する周辺装置の設計、開発、製造、販売、レンタル、リース、輸出入、設置ならびに保守管理 3．～10．（現行通り） 11．企業およびベンチャービジネスへの投資およびその育成ならびにそれらの仲介 12．電気通信事業法に基づく電気通信事業 13．パソコン、スマートフォン等の中古品の買取、販売 14．（現行通り）

第3号議案　取締役８名選任の件

本総会終結の時をもって取締役７名全員が任期満了となり、また経営体制強化のため取締役１名を増員いたしたく存じますので、取締役８名の選任をお願いいたします。

取締役候補者は次の通りであります。

候補者番号	氏　名	現在の当社における地位及び担当	属　性
1	松田憲幸（まつだのりゆき）	代表取締役社長	再任
2	松田里美（まつださとみ）	代表取締役副社長	再任
3	小嶋智彰（こじまともあき）	取締役 企画・営業担当	再任
4	藤本浩佐（ふじもとこうすけ）	専務執行役員 新規事業担当	新任
5	青山文彦（あおやまふみひこ）	取締役 管理担当	再任
6	生田正治（いくたまさはる）	社外取締役	再任　社外　独立
7	久保利英明（くぼりひであき）	社外取締役	再任　社外
8	安藤国威（あんどうくにたけ）	社外取締役	再任　社外　独立

新任　新任取締役候補者　　再任　再任取締役候補者　　社外　社外取締役候補者　　独立　独立役員候補者

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数	当社との特別の利害関係
1 再任	まつだ　のりゆき 松田　憲幸 （1965年5月28日生）	1989年４月　日本アイ・ビー・エム株式会社入社 1993年９月　有限会社トリプル・エーを設立 代表取締役社長 1996年８月　当社設立 代表取締役社長（現任） 2012年９月　SOURCENEXT Inc. President & CEO（現任） 2017年６月　ロゼッタストーン・ジャパン株式会社 代表取締役社長（現任）	17,151,600株	無

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数	当社との特別の利害関係
2 再任	まつだ　さとみ 松田　里美 （1965年7月5日生）	1990年８月　北川工業株式会社入社 1992年１月　株式会社ティー・エフ・シー入社 1994年１月　有限会社トリプル・エー入社 専務取締役 1996年８月　当社専務取締役 2002年５月　当社代表取締役専務 2012年９月　SOURCENEXT Inc. Secretary（現任） 2014年６月　当社代表取締役副社長（現任）	1,848,000株	無

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数	当社との特別の利害関係
3 再任	こじま　ともあき 小嶋　智彰 （1977年6月3日生）	2001年９月　当社入社 2006年６月　当社執行役員 2008年６月　当社取締役 2009年１月　当社常務取締役 2012年６月　当社取締役（現任） 2017年５月　株式会社筆まめ取締役（現任）	46,300株	無

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数	当社との特別の利害関係
4 新任	ふじもと　こうすけ 藤本　浩佐 （1964年9月9日生）	1988年10月　株式会社リクルート入社 1999年11月　当社入社 1999年12月　当社取締役 2009年10月　当社執行役員 2013年７月　当社常務執行役員 2015年４月　当社専務執行役員（現任）	61,200株	無

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数	当社との特別の利害関係
5 再任	あおやま　ふみひこ 青山　文彦 （1967年8月3日生）	1991年10月　監査法人トーマツ（現・有限責任監査法人トーマツ）入所 1999年７月　デロイトトーマツコンサルティング株式会社入社 2000年４月　当社入社 2002年４月　当社執行役員 2004年６月　当社取締役 2009年１月　当社常務取締役 2012年６月　当社取締役（現任） 2017年５月　株式会社筆まめ取締役（現任）	114,300株	無

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数	当社との特別の利害関係
6 再任	いくた　まさはる 生田　正治 （1935年1月19日生）	1957年４月　三井船舶株式会社（現・株式会社商船三井）入社 1994年６月　大阪商船三井船舶株式会社（現・株式会社商船三井）　代表取締役社長 2000年６月　株式会社商船三井 代表取締役会長 2003年４月　日本郵政公社（現・日本郵政グループ）総裁 2007年３月　同公社 総裁退任 2007年４月　株式会社商船三井 相談役 2008年６月　テルモ株式会社 社外取締役 当社社外取締役（現任） 2009年５月　イオン株式会社 社外取締役 2010年２月　株式会社商船三井 最高顧問 2014年６月　名古屋港埠頭株式会社 代表取締役社長 2017年５月　名古屋四日市国際港湾株式会社 代表取締役社長（現任）	46,000株	無

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数	当社との特別の利害関係
7 再任	久保利（くぼり）　英明（ひであき） （1944年8月29日生）	1971年４月　弁護士登録・森綜合法律事務所入所 1998年４月　日比谷パーク法律事務所代表（現任） 2001年４月　第二東京弁護士会会長・日本弁護士連合会副会長 2001年10月　野村ホールディングス株式会社 社外取締役 2003年２月　当社社外監査役 2008年６月　農林中央金庫 経営管理委員（現任） 2011年６月　株式会社東京証券取引所グループ（現・株式会社日本取引所グループ） 社外取締役（現任） 東京証券取引所自主規制法人（現・日本取引所自主規制法人） 外部理事 2014年６月　当社社外取締役（現任） 2015年４月　桐蔭法科大学院教授（現任） 2018年４月　コインチェック株式会社 社外取締役（現任）	13,800株	有 注記3.② 参照

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数	当社との特別の利害関係
8 再任	安藤（あんどう）　国威（くにたけ） （1942年1月1日生）	1969年４月　ソニー株式会社入社 1979年８月　ソニー・プルデンシャル生命保険 代表取締役 1990年４月　ソニーコーポレーションオブアメリカ、ソニー・エンジニアリング・アンド・マニュファクチャリング・オブ・アメリカ 社長 2000年４月　ソニー株式会社 代表取締役社長 2005年６月　ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社 代表取締役会長 2007年６月　ソニー生命保険株式会社 取締役会長 2012年３月　公益財団法人 日本国際交流センター理事（現任） 2013年７月　一般社団法人Japan Innovation Network 理事（現任） 2017年６月　当社社外取締役（現任） 2018年４月　公立大学法人長野県立大学理事長（現任）	1,800株	無

（注）1. 取締役候補者番号１～４及び６～８の７名はいずれも現に当社の取締役であり、当社における地位及び担当は、事業報告中２（３）「取締役及び監査役の氏名等」欄に記載の通りであります。

2. 社内取締役候補者の選任理由は、以下の通りであります。

① 松田憲幸氏は、当社の創業者であり、創業以来長きにわたり経営者として当社グループ全体の事業を統括し、業界動向や経営に関する豊富な経験・実績・見識を有していることから、取締役候補者といたしました。

② 松田里美氏は、当社創立以来、経営に携わり、人事・総務・法務等を中心とする管理部門業務の豊富な経験・実績・見識を有していることから、取締役候補者といたしました。
③ 小嶋智彰氏は、マーケティングを中心とする営業・企画業務に精通しており、経営戦略全般に関する経験・実績・見識を有していることから、取締役候補者といたしました。
④ 藤本浩佐氏は、当社営業部門、新規事業開拓部門に長年従事した豊富な経験と実績及び営業戦略に高い見識を有していることから、取締役候補者といたしました。
⑤ 青山文彦氏は、財務及び会計に関する豊富な専門的知見及び経営戦略全般に関する経験・実績・見識を有していることから、取締役候補者といたしました。

3. 社外取締役候補者に関する事項は次の通りであります。
① 生田正治氏、久保利英明氏及び安藤国威氏は、社外取締役候補者であります。
② 生田正治氏は、株式会社商船三井の代表取締役社長、同会長及び日本郵政公社の総裁など要職を歴任されており、経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、現在も社外取締役として、当社の経営全般について助言いただいており、また当社のコーポレート・ガバナンス強化に大きく寄与していただいているため、社外取締役として再任をお願いするものであります。
なお、生田正治氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって10年となります。
久保利英明氏は、長年に渡り弁護士として経験を重ね、その専門的な知識及び企業法務に関する高い見識を当社の経営に反映することで当社コーポレート・ガバナンスの一層の強化が期待できるため、社外取締役として再任をお願いするものであります。なお、同氏は、社外取締役又は社外監査役になること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。
同氏は、日比谷パーク法律事務所の代表であり、同法律事務所所属の同氏以外の弁護士と当社の間において、法律顧問業務等の委託取引があります。同氏は、当社の法律顧問業務等には従事しておりません。なお、久保利英明氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって４年となります。
安藤国威氏は、ソニー株式会社の代表取締役社長等を歴任されており、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社経営に反映することで当社コーポレート・ガバナンスの一層の強化が期待できるため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、安藤国威氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって１年となります。
③ 社外取締役との責任限定契約の内容の概要は以下の通りであります。
当社は、生田正治氏、久保利英明氏及び安藤国威氏との間で、定款第29条第2項及び会社法第427条第1項の規定により、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低の責任限度額となります。ただし、その責任限定が認められるのは、その責任の原因となった職務を行なうにつき善意でかつ重大な過失がない場合に限ります。
なお、生田正治氏、久保利英明氏及び安藤国威氏の再任が承認された場合、当社は３氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。
④ 社外取締役の独立役員の届出状況については以下の通りであります。
生田正治氏及び安藤国威氏の再任が承認された場合、両氏を独立役員として指定する予定であります。

第4号議案　監査役２名選任の件

本総会終結の時をもって監査役小林哲也氏及び髙野角司氏が任期満了となりますので、監査役２名の選任をお願いいたしたいと存じます。

監査役候補者は次の通りであります。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数	当社との特別の利害関係
1 再任	小林（こばやし）　哲也（てつや） （1958年9月5日生）	1991年４月　弁護士登録（第二東京弁護士会） 2003年４月　文部科学省学校法人・大学設置審議会（法科大学院特別審査会）委員 2004年４月　第二東京弁護士会副会長 2006年１月　小林総合法律事務所開設 2006年６月　当社社外監査役（現任） 2007年５月　独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法科大学院認証評価委員会専門委員（現任） 2008年４月　慶應義塾大学法学部非常勤講師 2010年５月　医療法人報徳会宇都宮病院監事（現任） 2011年６月　持田製薬株式会社社外監査役（現任） 2012年４月　日本弁護士連合会常務理事 2016年５月　独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法科大学院認証評価委員会委員（現任）	0株	無

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数	当社との特別の利害関係
2 再任	髙野（たかの）　角司（かくじ） （1940年4月7日生）	1963年４月　興国化学工業株式会社 （現・アキレス株式会社）入社 1968年５月　監査法人栄光会計事務所 （現・新日本有限責任監査法人）入社 1981年５月　髙野総合会計事務所開設 1996年12月　監査法人太田昭和センチュリー（現・新日本有限責任監査法人）代表社員 2007年４月　株式会社丸善 社外監査役 2007年６月　日本出版販売株式会社 社外監査役 2008年10月　学校法人幾徳学園 神奈川工科大学評議員（現任） 2010年７月　税理士法人髙野総合会計事務所 総括代表社員（現任） 2014年５月　東京医師歯科医師協同組合 監事（現任） 2014年６月　当社社外監査役（現任） 2016年６月　KDDI株式会社社外監査役（現任）	0株	無

（注）1. 小林哲也氏及び髙野角司氏は、いずれも社外監査役候補者であります。

2. 小林哲也氏は、長年にわたり弁護士としての企業法務に従事し、専門的な知識及び経験を有しており、その経験・見識を当社の監査体制に活かしていただくため、社外監査役としての選任をお願いするものであります。なお、小林哲也氏は、社外取締役又は社外監査役になること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。小林哲也氏の当社社外監査役就任期間は、本総会終結の時をもって12年となります。

髙野角司氏は、長年にわたり公認会計士として会社経営と企業会計に関する豊富な知識を有しており、適切な監査と助言をいただけるため、社外監査役としての選任をお願いするものであります。なお、髙野角司氏は、社外取締役又は社外監査役になること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。髙野角司氏の当社社外監査役就任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。

3. 社外取締役との責任限定契約の内容の概要は以下の通りであります。

当社は、小林哲也氏及び髙野角司氏との間で、定款第39条第2項及び会社法第427条第1項の規定により、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低の責任限度額となります。ただし、その責任限定が認められるのは、その責任の原因となった職務を行なうにつき善意でかつ重大な過失がない場合に限ります。

なお、小林哲也氏及び髙野角司氏の再任が承認された場合、当社は両氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。

4. 小林哲也氏及び髙野角司氏の再任が承認された場合、両氏を独立役員として指定する予定であります。

第5号議案　補欠監査役１名選任の件

本総会の開始の時をもちまして、補欠監査役選任の効力が失効しますので、改めて、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役１名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次の通りであります。

氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数	当社との特別の利害関係
つちだ　りょう **土田　亮** （戸籍名：寺西（てらにし）　亮（りょう）） （1968年7月4日生）	1998年４月　上智大学法学部助手 2000年４月　東亜大学法学部専任講師 2002年４月　東亜大学法学部助教授 2003年４月　名城大学法学部助教授 東亜大学通信制大学院総合学術研究科法学専攻非常勤講師（現任） 2008年４月　大宮法科大学院大学法務研究科准教授 名城大学法学部非常勤講師 2010年１月　弁護士登録（第二東京弁護士会） 法律事務所フロンティア・ロー入所 2011年４月　大宮法科大学院大学法務研究科教授 2012年４月　明治学院大学法科大学院非常勤講師 2014年４月　専修大学法学部法律学科教授（現任） 大宮法科大学院大学法務研究科非常勤講師 2015年４月　駒澤大学法学部非常勤講師 2015年６月　りそな銀行社外監査役（現任） 2017年11月　ユーピーアール株式会社社外取締役（現任） 2018年４月　立教大学経済学部非常勤講師（現任）	0株	無

（注）１．土田亮氏は、補欠の社外監査役候補者であります。

２．土田亮氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、同氏は社外取締役又は社外監査役になること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、同氏が監査役に就任した場合、弁護士及び大学教授としての見地から、企業法務に関する専門的な知識・経験等を当社の監査に活かしていただけるものと判断したためであります。

３．土田亮氏は、弁護士及び大学教授としての経験と実績に鑑み、会社の監査業務に十分な見識を有しており、監査役に就任した場合、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

４．土田亮氏が、社外監査役に就任した場合、定款第39条第２項及び会社法第427条第１項の規定により、同氏との間で、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とし、その責任限定が認められるのは、その責任の原因となった職務を行なうにつき善意でかつ重大な過失がない場合に限ります。

第6号議案　米国完全子会社の役職員に対するストックオプションとしての新株予約権発行を内容とするインセンティブプラン導入の件

当社では、当社の米国完全子会社（SOURCENEXT. Inc）の取締役及び使用人（以下「役職員」といいます。）を対象とした、ストックオプションとしての新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）を発行するグローバル・インセンティブプラン2018（以下「本インセンティブプラン」といいます。）を導入することといたしたいと存じます。

【本インセンティブプランの導入目的】

当社では、中長期的な当社の企業価値の増大を目指すにあたり、より一層役職員の意欲及び士気を向上させ、当社グループの結束力をさらに高めること、また、優秀な人材を獲得することを目的として、当社の米国完全子会社の役職員を対象とした本インセンティブプランを導入し、本インセンティブプランに基づき、当社の米国完全子会社の役職員に対して、無償にて本新株予約権を発行するものであります。

当社の米国完全子会社が所在するシリコンバレーでは、優秀な人材の獲得が常に最重要の経営課題の一つと考えられており、同地において活躍するグローバルで優秀な人材を獲得するためには本インセンティブプランの導入が不可欠と判断しています。当社の米国完全子会社では、本新株予約権を活用し、同地の最先端の技術、サービスや情報を収集・発掘し当社の製品開発に活かし、また当社製品の米国市場開拓に貢献することができる人材を確保していく予定です。

本インセンティブプランは、当社の米国完全子会社に対する投資価値を高め、ひいては当社の企業価値を増大させていくことに寄与するものと考えており、また、これらの目的及び趣旨に鑑み米国の税制適格をも受けることができるように設計する必要があるため、別紙【本インセンティブプランの内容】記載の内容に従って新株予約権を発行していくことにつき、ご承認をお願いするものです。

【本インセンティブプランの内容】

第1　本新株予約権の発行要項

本新株予約権の発行要項は、以下のとおりとする。

日米税制適格型新株予約権 発行要項

1. 新株予約権の数の上限

1,000個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式100,000株を上限とし、下記3.（1）により本新株予約権に係る付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権と引換えに金銭を払い込むことを要しない。なお､本新株予約権はインセンティブ報酬として付与される新株予約権であり、金銭の払込みを要しないことは有利発行には該当しない。

3. 新株予約権の内容

（1）新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、取締役会の決議に基づき、付与株式数は適切に調整されるものとする。

（2）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株あたりの払込金額（以下「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、本新株予約権を割り当てる日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）における東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）とする。ただし、その価額が本新株予約権の割当日の終値（取引が成立していない場合はそれに先立つ直近取引日の終値）を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。また、上記算式における「時価」とは、適用日（当該発行または処分の払込期日（払込期間が設けられたときは、当該払込期間の最終日））の翌日以降（基準日がある場合は当該基準日の翌日以降）に先立つ45取引日目に始まる30取引日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。以下同じ。）の平均値（終値のない日を除く。）とする。なお、「平均値」は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下「行使期間」という。）は、付与決議日の2年後の応当日の翌日から付与決議日の10年後の応当日の前日までとする。

(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権者は、以下のア乃至カに掲げる各号の一に該当した場合には、未行使の新株予約権を行使できなくなるものとする。

ア 禁錮以上の刑に処せられた場合

イ 新株予約権者が当社または当社の関係会社の取締役、監査役または従業員である場合において、当社の就業規則その他の社内諸規則等に違反し、または、社会や当社に対する背信行為があった場合において、これにより懲戒解雇または辞職・辞任した場合

ウ 新株予約権者が当社または当社の関係会社の取締役、監査役または従業員である場合において、当社の業務命令による場合または当社の書面による承諾を事前に得ず、当社及び当社の関係会社以外の会社その他の団体の役員、執行役、顧問、従業員等になった場合

エ 当社または当社の関係会社に対して損害またはそのおそれをもたらした場合

オ 当社所定の書面により新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合

カ 新株予約権者の不正行為または職務上の義務違反もしくは懈怠があった場合

② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は新株予約権者の死亡後６カ月以内に限りこれを認めるものとし、以後は本新株予約権の行使を認めない。

③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

④ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

4. 新株予約権の取得に関する事項

(1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

(2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記3.(6)に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

5. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合においては、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記3.　(1)に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3.　(2)で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記5.　(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記3.　(3)に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記3.(3)に定める行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記3.　(4)に準じて決定する。

（7）譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

（8）その他新株予約権の行使の条件

上記3.　（6）に準じて決定する。

（9）新株予約権の取得事由及び条件

上記4.に準じて決定する。

（10）その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

6. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しないものとする。

第2　本新株予約権に係る補足事項（SUB-PLAN）

本インセンティブプランに基づき発行される本新株予約権は、上記第1で定められる内容に加えて、以下に定める補足事項（SUB-PLAN）に従うものとする。

ソースネクスト株式会社（以下「当社」という。）
日米税制適格型新株予約権の発行要項に対する米国サブプラン

日米税制適格型新株予約権の発行要項に対する米国サブプランの要項（以下「本サブプラン」という。）は、日米税制適格型新株予約権の発行要項（以下「本プラン」という。）に基づき、米国に居住する個人または米国の連邦所得税の対象である個人に対して付与されるストックオプション（以下、当該オプションを「本オプション」という。）に適用されるものである。なお、本サブプランは、本プランの一部である。また、明示的なものか黙示的なものかを問わず、本プラン及び本サブプランの規定の間に抵触がある場合には、本サブプランが優先されるものとする。

1.本サブプランの対象となる株式

(a)本サブプランの対象となる本プランによる最大株式数　第6条に基づき、本プランに基づき留保される当社の普通株式（以下「本株式」という。）のうち100,000株以下の数が本オプションの対象となり、本サブプランに基づき売却することができる。

(b)本サブプラン「6. 調整」に規定されている調整が行われた場合、税制適格ストックオプション（1986年米国内国歳入法の第422条（その後の改正も含む。）（以下「本法」という。）及び本法に基づき公布された規則において

定められるものを意味し、以下、当該オプションを「ISO」という。）の行使に際して発行できる本株式の最大数は、1.(a)に定める本株式の数に、本1.(b)に従い、本法第422条及びこれに基づき公布された規則の下で許容される範囲において本サブプランの下で利用できることとなる本株式の数を加えた数と同数とする。

2.本サブプランの管理　本サブプランは、(A)当社の取締役会（以下「本取締役会」という。）、(B)適用ある法令に従って構成され、本取締役会が正式に指名した委員会（以下「本委員会」という。）、または(C)当社の本子会社（以下に定義する。）の取締役会（いずれの場合も「本管理者」という。）により運用される。各本サービス提供者（以下に定義する。）のグループについては、各本委員会が本サブプランを運用することもできる。本サブプランの定めに従い、また、本サブプランに定めるところ（また、本委員会については、本取締役会によって当該本委員会に委託された特定の職務）に従い、本管理者は、本サブプランを管理する上で必要または有用とみなされる全ての決定を、自らの裁量で行う権限を有する。本管理者の判断、決定及び解釈は、最終、かつ、発行済の本オプションの所有者（以下「本参加者」という。）全員を拘束するものである。

3.適格性　ISOは、当社または当社の本法第424(e)条で定義された「親会社」（以下「本親会社」という。）もしくは本法第424(f)条で定義された「子会社」（以下「本子会社」という。）に雇用される者（以下「本従業員」という。）に対してのみ付与することができる。税制非適格ストックオプション（以下「NSO」という。）は、当社または本親会社もしくは本子会社にに対して(1)資本調達取引における有価証券の募集または売出しに関係せず、かつ、(2)当社の有価証券の市場での販売促進または維持活動を直接行うものではない、真正な役務を提供するすべての自然人、本従業員または本取締役会メンバー（以下「本サービス提供者」という。）に付与することができる。本オプションそれぞれは、本オプションの要項を定めた契約（以下「本オプション契約」という。）において、ISOまたはNSOのいずれかとして指定されるものとする。

4.ストックオプション

(a)本オプションの期間　本オプションそれぞれの期間は、本オプション契約においてより短い期間とすることが定められている場合を除き、付与日から10年間とする。ただし、付与時に当社または本親会社もしくは本子会社の全種類の株式の総議決権数の10%以上に相当する株式を所有する本参加者に付与されたISOについては、本オプション契約においてより短い期間とすることが定められている場合を除き、その期間を付与日から5年間とする。

(b)行使価格　本オプションに係る本株式1株当たりの行使価格は、付与日時点の本株式1株あたりの本公正市場価額（以下に定義する。）を下回らない限度で本管理者が決定するものとする。さらに、当社または本親会社もしくは本子会社の全種類の株式の総議決権数の10%以上に相当する株式を所有する本従業員に付与されたISOについては、本株式1株あたりの行使価格は、付与日時点の本株式1株あたりの本公正市場価額の110%を下回らないものとする。以

上の本4.(b)における定めにも関わらず、本オプションは、本法第424(a)条に規定される取引により、かつ、これに従った方法で、付与日時点の本株式1株当たりの本公正市場価額を下回る本株式一株あたりの行使価格で付与することもできる。

(c)本サービス提供者としての関係が終了した後の本オプションの行使　本参加者が本サービス提供者ではなくなった場合、本参加者の本オプションは、本参加者の死亡または障害（ISOの場合、本法第22(e)(3)条に定義された恒久的な高度障害を意味する。）による場合は本サービス提供者でなくなったときから6カ月以内に、その他の理由による場合は本サービス提供者でなくなったときから30日以内に、または本オプション契約においてより長い期間の定めがある場合には当該期間（ただし、本オプション契約に定める当該オプション期間の満了日は超えないものとする。）内に、終了日において本オプションの権利が確定している範囲で行使することができる。

(d)本公正市場価額とは、いかなる日においても、以下のとおり決定される株式価値を意味する。
(i)本株式が証券取引所または国内市場システム（ナスダック市場におけるグローバルセレクトマーケット、グローバルマーケットまたはキャピタルマーケットを含むがこれに限られない。）に上場している場合には、本公正市場価額は、決定日において、ウォールストリートジャーナルまたはその他の本管理者が信頼に足りるとみなす情報源により報告され、当該証券取引所または国内市場システムにおいて値付けされている、当該株式の終値（当該日に終値が報告されなかった場合には、終値が報告された最終取引日の終値）とする。
(ii)本株式が取引価格が報告されることのない著名な証券ディーラーにおいて定期的に値付けされている場合には、本公正市場価額は、決定日（当該日において買付け及び売付けの報告がなされない場合には、買付け及び売付けが報告された最終取引日とする。）における、ウォールストリートジャーナルまたはその他の本管理者が信頼に足りるとみなす情報源により報告された買い付けに係る高値及び売り付けに係る安値の中間値とする。
(iii)本株式が証券取引所に上場されていない場合には、本公正市場価額は、本管理者により誠実に決定される。

5.本オプションの譲渡制限

(a)本オプション契約が別途規定した場合を除き、遺言または相続及び遺産分配に関する法律による方法以外の方法で本オプションを売却、担保の設定、譲渡、質権設定またはその他の方法により移転してはならず、本オプションは、本参加者のみが本参加者の生存中に行使することができるものとする。

(b)さらに、当社が1934年米国証券取引所法の第13条または第15(d)条（その後の改正を含む）（以下「本証券取引所法」という。）の開示義務の適用を受けない限り、または、本証券取引所法に基づき公布された規則12h-1(f)の規定の下での本証券取引所法の登録免除に現在もしくは将来依拠しない、または依拠することができないと本管理者が判断するまでの間、本オプション契約において別途定義された場合を除き、本オプションまたは行使前の本オプ

ションの対象となる本株式は、担保の設定、質権設定その他のいかなる方法（一切のショートポジション、一切の「プットと同等のポジション」または一切の「コールと同等のポジション」（本証券取引所法の規則16a-1(h)及び規則16a-1(b)にそれぞれ定義する。）の保有によるものを含む。）による譲渡または処分もしてはならない。

6.調整　配当またはその他の分配（現金、本株式、その他の有価証券またはその他の財産の形式を問わない。）、資本再構成、株式分割、株式併合、再編成、吸収合併、新設合併、会社分割、スピンオフ、提携、買戻しまたは当社の本株式若しくはその他の当社の有価証券の交換、または本株式に影響を及ぼす当社のその他の会社構成の変更が生じた場合、本管理者は、本サブプラン下での提供を意図する利益または潜在的利益の縮小または拡大を防ぐため、本サブプランに基づき交付できる株式の数及び種類及び/または発行済の本オプションそれぞれの対象になる株式の数、種類及び価格を調整する。ただし、当社が本オプションに関してカリフォルニア州会社法第25102(o)条による特例に依拠する限りは、本管理者は、同法同条により義務付けられる本オプションに対する当該調整を行うものとする。

7.本サブプランの期間　本サブプラン8.に基づき、本サブプランは、本取締役会がこれを採択した時から有効となる。本サブプラン9.に基づき中途解約された場合を除き、本サブプランは、本サブプランの効力発生日から10年間有効となる。

8.本サブプラン採択に対する株主の承認　本サブプランは、本取締役会において本サブプランが承認されてから12カ月以内に、適用法令上義務付けられる方法及び程度において、当社の株主の承認を得なければならない。

9.本サブプランの修正及び終了　本取締役会は、いつでも本サブプランを修正、変更、停止または終了することができる。当社は、適用法令の遵守に必要かつ適切と認められる限りにおいて、株主から本サブプランの修正に関する承認を得る。本参加者及び本管理者が書面で別途合意した場合を除き、本サブプランの修正、変更、停止または終了は、本参加者の権利を実質的に害するものではない。本サブプランの終了は、本管理者が本契約に基づき付与された発行済みの本オプションに関する権限を行使する能力に何ら影響を与えるものではない。

以　上

MEMO

株主総会会場ご案内図

会場
ベルサール東京日本橋４階
東京都中央区日本橋二丁目７番１号
東京日本橋タワー

交通
「日本橋駅」（銀座線・東西線・浅草線）Ｂ６出口直結
「東京駅」（ＪＲ線）八重洲北口　徒歩６分



※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

FSC ミックス 責任ある木質資源を使用した紙 FSC® C013080
VEGETABLE OIL INK
UD FONT 見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。